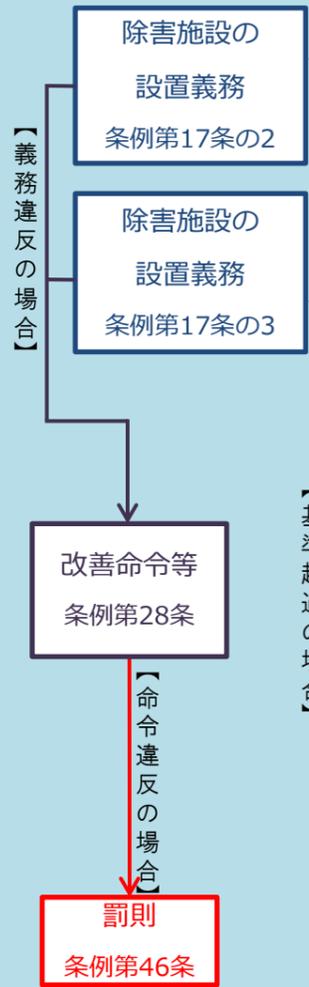


下水道法・関市下水道条例による排水規制

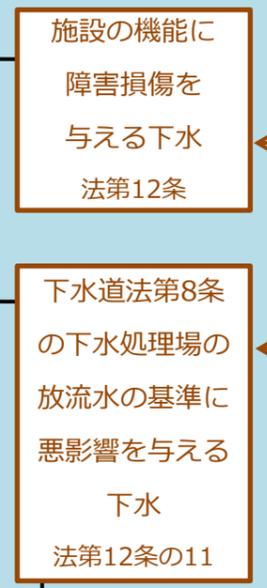
(平成25年4月作成)

除害施設の設置義務規定

特定事業場の直罰規定



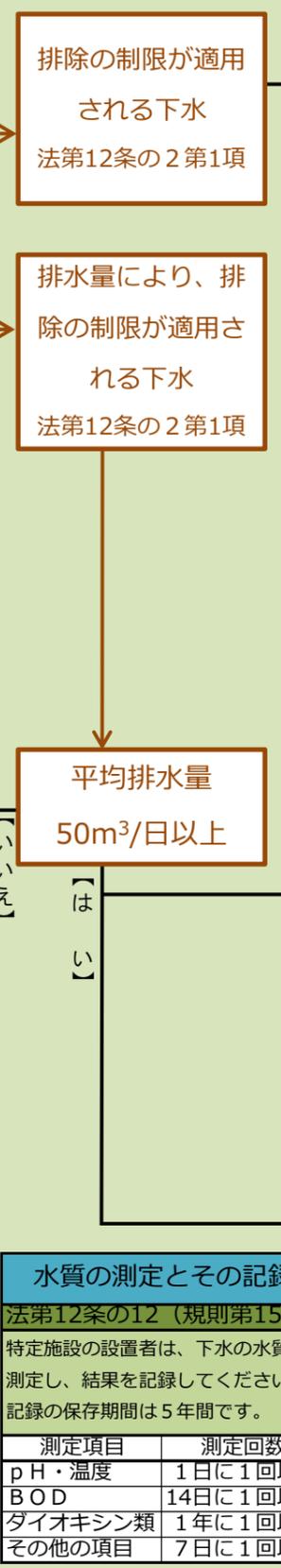
【基準超過の場合】	
条例第17条の2 (政令第9条) 単位: mg/L (温度・pHを除く)	施設の機能に障害損傷を与える下水 法第12条
1 温度 45℃未満 2 水素イオン濃度 5を超え9未満 3 ノルマルヘキサン抽出物質 5 4 動植物油類 30 5 汚濁物質 220未満	
条例第17条の3 (政令第9条の10) 単位: mg/L (ダイオキシン類を除く)	下水道法第8条の下水処理場の放流水の基準に悪影響を与える下水 法第12条の11
①有害物質 1 カドミウム 0.03 2 シアン 1 3 有機燐 1 4 鉛及び 0.1 5 六価クロム 0.5 6 砒素 0.1 7 総水銀 0.005 8 アルキル水銀 検出されず 9 ポリ塩化ビフェニル 0.003 10 トリクロロエチレン 0.1 11 テトラクロロエチレン 0.1 12 ジクロロメタン 0.2 13 四塩化炭素 0.02 14 1・2-ジクロロエタン 0.04 15 1・1-ジクロロエチレン 1 16 シス-1・2-ジクロロエチレン 0.4 17 1・1・1-トリクロロエタン 3 18 1・1・2-トリクロロエタン 0.06 19 1・3-ジクロロプロペン 0.02 20 チラウム 0.06 21 シマジン 0.03 22 チオベンカルブ 0.2 23 ベンゼン 0.1 24 セレン 0.1 25 ほう素 10 26 ふっ素 8 27 1・4-ジオキサン 0.5 28 ダイオキシン類* 10pg-TEQ/L *ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)を設置する事業場に適用。	
②環境項目 1 フェノール類 5 2 銅 3 3 亜鉛 2 4 鉄(溶解性) 10 5 マンガン(溶解性) 10 6 クロム 2	
条例第17条の3 (政令第9条の11) 単位: mg/L (温度・pHを除く)	
1 温度 45℃未満 2 水素イオン濃度 5を超え9未満 3 生物化学的酸素要求量 600未満 4 浮遊物質 600未満 5 ノルマルヘキサン抽出物質 5 6 動植物油類 30 7 窒素含有量 240 8 炭素含有量 32	



直罰規定ではなく、除害施設の設置義務の規定(有害物質の項目を除く)

すべての排出者

特定事業場ですか



政令第9条の4 (全国一律基準) 単位: mg/L (ダイオキシン類を除く)	
①有害物質	
1 カドミウム 0.03 2 シアン 1 3 有機燐 1 4 鉛及び 0.1 5 六価クロム 0.5 6 砒素 0.1 7 総水銀 0.005 8 アルキル水銀 検出されず 9 ポリ塩化ビフェニル 0.003 10 トリクロロエチレン 0.1 11 テトラクロロエチレン 0.1 12 ジクロロメタン 0.2 13 四塩化炭素 0.02 14 1・2-ジクロロエタン 0.04 15 1・1-ジクロロエチレン 1 16 シス-1・2-ジクロロエチレン 0.4 17 1・1・1-トリクロロエタン 3 18 1・1・2-トリクロロエタン 0.06 19 1・3-ジクロロプロペン 0.02 20 チラウム 0.06 21 シマジン 0.03 22 チオベンカルブ 0.2 23 ベンゼン 0.1 24 セレン 0.1 25 ほう素 10 26 ふっ素 8 27 1・4-ジオキサン 0.5 28 ダイオキシン類* 10pg-TEQ/L *ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)を設置する事業場に適用。	
②環境項目	
平均排水量50m ³ /日以下は、政令第9条の3第1項第1号から、排水基準を定める省令(昭和46年6月21日)別表第2の基準により直罰規定の適用除外。 1 フェノール類 5 2 銅 3 3 亜鉛 2 4 鉄(溶解性) 10 5 マンガン(溶解性) 10 6 クロム 2	
条例第17条(政令第9条の5) 単位: mg/L (温度・pHを除く)	
平均排水量50m ³ /日以下は、政令第9条の6第1項第1号及び同2号から、排水基準を定める省令(昭和46年6月21日)別表第2の基準により直罰規定の適用除外。 1 温度 45℃未満 2 水素イオン濃度 5を超え9未満 3 生物化学的酸素要求量 600未満 4 浮遊物質 600未満 5 ノルマルヘキサン抽出物質 5 6 動植物油類 30 7 窒素含有量 240 8 炭素含有量 32	

